

護衛活動要綱

(重要)

1. 護衛は、指定する A 地点と B 地点の間において、護衛対象船舶のうち、最も低速な船舶の速力を考慮した航行速度で実施します。ただし、下限速力は 12 ノットです。
2. 商船が護衛を受けるためには、国土交通省に対し、事業者及び船舶の基礎情報に関し、参加を希望する護衛活動開始の 7 日前までの事前登録と、参加を希望する護衛活動開始の 3 日前（厳守）までの、護衛申請が必要です。護衛申請の受付時間は、月曜日から金曜日の毎日 9 時から 17 時（日本時間）です。護衛活動開始が火曜日又は水曜日の場合は、メ切が金曜日になるので注意して下さい。
3. 事前登録及び護衛申請は、国土交通省ウェブサイトからフォーマットをダウンロードしたうえで、必要な事項を記入し、e メールにより、国土交通省海賊対策連絡調整室へ提出してください。護衛申請者に対して、国土交通省より護衛参加の可否を通報します。なお、護衛申請に当たっては、申請書の記載欄は可能な限り記載してください。護衛申請の時点で記載できない事項（船舶等の写真添付を含む。）がある場合は、以下に示す「エスコートフォーメーション」の受領連絡を返信する際に当該情報を現場部隊へ連絡してください。
4. 登録の内容に変更があった場合は、必ず登録内容の変更を行って下さい。
5. 護衛活動のスケジュールについては、Maritime Security Centre Horn Of Africa (MSCHOA) ホームページを確認してください。MSCHOA ホームページの閲覧には、登録が必要となります。
6. 何らかの理由により、護衛活動が中止される場合やスケジュールが変更される場合があります。
7. 国土交通省へ提出する書類には、いかなる理由があっても虚偽の記述があってはなりません。意図的に虚偽を行ったと判断した場合は、原則として以後の当該申請者に関係する船舶を護衛対象船舶から除外します。
8. 護衛を申請した場合でも護衛対象船舶として認められない場合があります。
9. 護衛対象は、原則、日本関連船舶優先とします。日本関連船舶以外の船舶は、護衛可能枠に余裕のある場合に護衛対象船舶に加えられます。
10. 原則、当該護衛開始日の日本時間午前 0 時までに、現場部隊から護衛対象船舶に対し、「エスコートフォーメーション」を通知します。
11. 護衛対象船舶は、「エスコートフォーメーション」の通知受領後、護衛開始日の日本時間午後 0 時までに現場部隊に対し、受領連絡を返信することにより、護衛活動への参加が正式に認められます。
12. 現場部隊から「エスコートフォーメーション」の通知を受けた場合でも、護衛活動開始までに指定ポイントに合流できない場合、または現場部隊に受領連絡を返信しなかった場合は、原則として、護衛対象から外れることとなります。
13. 「エスコートフォーメーション」を受領し、受領連絡を返信して以降は、現場部隊の指示に従ってください。指示に従わずに個別に行動した場合は、原則として、護衛対象から外れることとなります。
14. 現場部隊から「エスコートフォーメーション」の通知を受けた後、何らかの理由により、護衛活動開始までに指定ポイントに合流できない場合や、護衛を辞退する場合は、必ず現場部隊に連絡してください。連絡のない場合、原則として以後の当該申請者からの申請は受け付けません。
15. 護衛対象船舶においても、安全が保証されるものではありません。IMO の推奨する「Best Management Practice」に基づき、個別の警戒活動を怠らないよう徹底してください。
16. 護衛活動中において、護衛対象船舶が海賊等被害にあった際等において、船名等を公表する場合があります。
17. 日本政府は、護衛に関して生じる、申請者等が被るいかなる損害に対しても、責任を負うことができません。